

日野町フリースクール利用児童生徒支援補助金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、不登校児童生徒の社会的自立を支援するとともに、通いの場を確保するため、フリースクールを利用する不登校児童生徒の保護者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては日野町補助金等交付規則（平成10年日野町規則第2号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不登校児童生徒 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第2条第3号に規定する者をいう。
- (2) フリースクール 次条に規定する基準に基づき、教育委員会が認める施設をいう。

(基準)

第3条 教育委員会がフリースクールと認める基準は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 不登校児童生徒に対して、学習活動、教育相談、体験活動等の活動を行う民間施設であること。
- (2) 学校の授業時間内に児童生徒の受け入れができること。
- (3) 受け入れた児童生徒の在籍学校の学校長が指導要録上出席扱いとすることができること。
- (4) 教育委員会または学校長の要請により、必要な情報を提供すること。

(補助対象者)

第4条 補助金の対象となる者は、フリースクールを利用する町内に住所を有する不登校児童生徒の保護者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助金の申請の日前1年の期間において、当該児童生徒が在籍する学校に、30日以上登校していないこと。
- (2) 当該児童生徒が、原則週1回以上、フリースクールを利用していること。
- (3) フリースクールでの児童生徒の様子等について、フリースクールが在籍校に情報

提供することを承諾すること。

- (4) 国、県、その他の団体等からフリースクールを利用するために要する経費について、補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費および補助金額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、フリースクールを利用するに当たり保護者が負担する利用料金とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、月ごとに算定するものとし、不登校児童生徒1人1日当たり1,000円とする。ただし、1日当たりの補助対象経費がこれに満たない場合は、当該補助対象経費の額を補助金の額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は不登校児童生徒1人につき、1月当たり5,000円かつ1年当たり50,000円を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日野町フリースクール利用児童生徒支援補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) フリースクールの代表者が利用を証明したフリースクール利用状況報告書（別記様式第2号）

- (2) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、当該申請者に日野町フリースクール利用児童生徒支援補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により通知するとともに、補助金を交付するものとする。

- 2 前項に規定する審査において、町長は、児童生徒の在籍学校の学校長の意見を聴取することができる。

(実績報告および額の確定)

第9条 規則第12条に規定する実績報告は、第7条に規定する交付申請をもってなされたものとみなす。

- 2 規則第13条に規定する補助金の額の確定は、前条に規定する交付決定をもってなさ

れたものとみなす。

(交付決定の取消しおよび補助金の返還)

第10条 町長は、第8条に規定する交付決定を受けた者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けようとしたとき、または受けたときは、当該交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

2 前項の場合において、補助金が既に交付されているときは、当該補助金の交付を受けた者は、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。